

人事院公示第 5 号

人事院は、人事院規則 8—18（採用試験）第 3 条第 4 項、第 4 条第 2 項及び第 3 項、第 6 条第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに第 8 条第 3 項の規定に基づき、平成 26 年人事院公示第 22 号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和 7 年 3 月 14 日

人事院総裁 川 本 裕 子

- 1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）第 3 条第 4 項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一 （略） （削る）	1 人事院規則 8—18（採用試験）（以下「規則」という。）第 3 条第 4 項の人事院が定める名称は、次の各号に掲げる経験者採用試験である採用試験の種類（以下単に「種類」という。）に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。 一 （略） <u>二 内閣官房令第 2 条第 2 号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第 3 条に規定する大卒程度の</u>

(削る) 二 内閣官房令第2条第2号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（技術）） 三 内閣官房令第2条第3号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験（書記官級） 四 内閣官房令第2条第4号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税	者に対して行う採用試験 会計検査院経験者採用試験（係長級（事務）） 三 内閣官房令第2条第3号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（事務）） 四 内閣官房令第2条第3号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 総務省経験者採用試験（係長級（技術）） 五 内閣官房令第2条第4号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 外務省経験者採用試験（書記官級） 六 内閣官房令第2条第5号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国税
---	--

庁経験者採用試験（国税調査官級）

五 内閣官房令第2条第5号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））

(削る)

六 内閣官房令第2条第6号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

(削る)

庁経験者採用試験（国税調査官級）

七 内閣官房令第2条第6号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））

八 内閣官房令第2条第7号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））

九 内閣官房令第2条第7号（同号ロ及びハに係る部分に限る。）に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））

十 内閣官房令第2条第8号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 観光

<u>七</u> 内閣官房令第2条第7号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（技術）） 2～7 （略）	<u>十一</u> 内閣官房令第2条第9号に掲げる官職を対象とし、内閣官房令第3条に規定する大卒程度の者に対して行う採用試験 気象庁経験者採用試験（係長級（事務）） 2～7 （略）
---	--

別表第 1

種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
経験者採用試験 （係長級（事務））	府省合同 A	内閣官房令第 2 条第 1 号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職
	府省合同 B	内閣官房令第 2 条第 1 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	内閣官房令第 2 条第 6 号（同号イに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる職を含む。）における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港等の管理に関連する環境対策、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務に従事することを職務とする官職
	国土地理院	内閣官房令第 2 条第 6 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職

別表第 1

種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	内閣官房令第 2 条第 7 号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土交通省の内部部局（本省に置かれる職を含む。）における主として都市計画及び都市計画事業、下水道、河川等の整備及び管理、砂防、道路の整備及び管理、住宅の供給、建築物の質の向上、道路運送車両の安全の確保及び道路運送車両に係る環境の保全、船舶の安全の確保、港湾等の整備及び管理、航空運送及び航空に関する事業の発達、改善及び調整、航空機の安全の確保、空港等の管理に関連する環境対策、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務に従事することを職務とする官職
	国土地理院	内閣官房令第 2 条第 7 号（同号ハに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、国土地理院における主として土地の測量及び地図の調製に関する事務に従事することを職務とする官職

		のうち、国土地理院における主として土地の測量及び地図の調製に関する事務に従事することを職務とする官職
地方整備局・北海道開発局		内閣官房令第2条第6号（同号ロに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主として河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職

地方整備局・北海道開発局	内閣官房令第2条第7号（同号ハに係る部分に限る。）に掲げる官職のうち、地方整備局若しくは北海道開発局における主として河川等、道路若しくは港湾等の整備及び管理、官公庁施設の整備及び官公庁施設に関する指導等に関する事務又は北海道開発局における主として農地の保全等に関する事務に従事することを職務とする官職
--------------	--

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
経験者採用試験（係長級（事務））	府省合同A	基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験及び人物試験
	府省合同B	基礎能力試験、経験論文試験及び人物試験

別表第2

種類ごとの名称	区分試験	試験種目
経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験及び人物試験
会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
総務省経験者採		基礎能力試験、経験論文試験、人

(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
	国土地理院	基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
	地方整備局・北海道開発局	基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)

別表第3

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官	外国語試験（記述	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル

用試験（係長級（事務））		物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)
国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	基礎能力試験、経験論文試験、政策課題討議試験、人物試験及び総合評価面接試験
	国土地理院	基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
	地方整備局・北海道開発局	基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
観光庁経験者採用試験（係長級（事務））		基礎能力試験、経験論文試験、人物試験及び総合評価面接試験
(略)	(略)	(略)

別表第3

種類ごとの名称	試験種目	出題分野
外務省経験者採用試験（書記官	外国語試験（記述	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル

級)	式)	語、アラビア語、 <u>ペルシャ語、トルコ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語</u>
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、 <u>ペルシャ語、トルコ語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語</u>

級)	式)	語、アラビア語、 <u>トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語</u>
	外国語試験（面接）	英語、フランス語、ドイツ語、ロシア語、スペイン語、ポルトガル語、アラビア語、 <u>トルコ語、タイ語、インドネシア語、中国語及び朝鮮語のうち、受験者の選択する1か国語</u>

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受 験 資 格
経験者採用試験 （係長級（事務））	府省合同 A	規則第19条の規定により告知された当該採用試験の規則第24条に規定する最終の合格者を発表する日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の4月1日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第7項第2号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しく

別表第4

種類ごとの名称	区分試験	受 験 資 格
経験者採用試験 （係長級（事務））		規則第19条の規定により告知された当該採用試験の規則第24条に規定する最終の合格者を発表する日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）（以下「試験年度」という。）の4月1日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第7項第2号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しく

		はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者			はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）（以下「大学等」という。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程（以下「大学院の課程等」という。）を修了した日のうち最も古い日から起算して2年を経過した者
	府省合同 B	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに掲げる日から起算して当該各号に定める期間を経過した者 一 学校教育法に定める義務教育を終了した日 14年 二 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日 11年 三 学校教育法に基づく高等専門学校第3学年の課程を修了した日 11年 四 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学した		会計検査院経験者採用試験（係長級（事務））	試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して5年を経過した者で、平成18年1月1日以降に公認会計士法（昭和23年法律第103号）第3条に規定する公認会計士試験に合格したもの又は同日前に公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）の規定による改正前の公認会計士法の規定による公認会計士試験の第二次試験に合格したもの
			総務省経験者採		試験年度の4月1日において、大

		日 11年			
		五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日 11年		用試験（係長級（事務））	学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して7年を経過した者
		六 学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。） 11年			
		七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 11年			
		八 外国において学校教育における12年の課程を修了した日 11年			
		九 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに			

規定する資格を取得した日 1
1 年

十 昭和 2 3 年文部省告示第 4 7
号第 2 4 号に規定する教育施設
又はこれに準ずるものに置かれ
る 1 2 年の課程を修了した日
1 1 年

十一 昭和 5 6 年文部省告示第 1
5 3 号第 1 号に規定する検定に
合格した日又は同告示第 2 号か
ら第 5 号までに規定する課程を
修了した日 1 1 年

十二 学校教育法に基づく短期大
学、高等専門学校、高等学校の
専攻科の課程（同法第 5 8 条の
2 の文部科学大臣の定める基準
を満たすものに限る。）又は専
修学校の専門課程（同法第 1 3
2 条の文部科学大臣の定める基
準を満たすものに限る。）（以
下「短期大学等」という。）を
修了した日 9 年

十三 学校教育法に基づく専門職
大学の前期課程を修了した日
9 年

十四 学校教育法施行規則第 1 5

		5 条第 2 項第 5 号から第 7 号までに規定する課程を修了した日 9 年 十五 大学等を卒業した日 7 年 十六 学校教育法第 1 0 2 条第 2 項の規定に基づき大学院に入学した日 7 年 十七 学校教育法第 1 0 4 条第 7 項第 1 号の規定に基づき学士の学位を授与された日 7 年 十八 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、学校教育法施行規則第 1 5 5 条第 1 項第 5 号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。） 7 年 十九 大学院の課程等を修了した日 5 年			
総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の 4 月 1 日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して 1 2 年を経過した者で、<u>短期大学等</u>、大学等、大	総務省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の 4 月 1 日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も古い日）から起算して 1 2 年を経過した者で、<u>学校教育法に基づく短期</u>

学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

一～三 （略）

四 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科

大学、高等専門学校、高等学校の専攻科の課程（同法第58条の2の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）若しくは専修学校の専門課程（同法第132条の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）（以下「短期大学等」という。）、大学等、大学院の課程等、第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条第1項若しくは第2項の規定に基づき国若しくは都道府県が設置した職業能力開発短期大学校の専門課程若しくは職業能力開発大学校の専門課程若しくは応用課程又は同法第27条に規定する職業能力開発総合大学校の特定専門課程若しくは特定応用課程に在学して電気、電子、通信、情報工学、機械、物理又は化学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの

一～三 （略）

四 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第15

		学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日 五 (略) 六 <u>高等学校卒業程度認定試験規則</u>に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七～十 (略)			0条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日 五 (略) 六 <u>高等学校卒業程度認定試験規則</u>（平成17年文部科学省令第1号）に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七～十 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して<u>3年を経過した者</u>	農林水産省経験者採用試験（係長級（技術））		試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して<u>4年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して情報工学、土木、造船工学、数学、物理、地球科学、化学、生物学、薬学、農芸化学、農学、農業経済、畜産、水産、農業農村工学、林学、砂防、造園又は林産に関する課程を修めて卒業又は修了したもの</u>

国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、造船工学、農業農村工学、林学、砂防又は造園に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
	国土地理院	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学、農業農村工学又は林学に関する課程を修めて卒業又は修了し、かつ、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第４９条第１項に規定する測量士の登録を受けているもの
	地方整備局・北海道開発局	試験年度の４月１日において、次の各号のいずれかに該当する日（二以上あるときは、当該日のうち最も

国土交通省経験者採用試験（係長級（事務））		試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者
国土交通省経験者採用試験（係長級（技術））	本省	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して２年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して計測、制御、情報工学、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、造船工学、農業農村工学、林学、砂防又は造園に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
	国土地理院	試験年度の４月１日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して７年を経過した者で、これらの大学等又は大学院の課程等に在学して電気、電子、通信、情報工学、土木、物理、地球科学、農業農村工学又は林学に関する課程を修めて卒業又は修了し、かつ、測量法（昭和２４年法律第１８８号）第４９条第１項に規定する測量士の登録

		古い日) から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの				を受けているもの
		一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日			地方整備局・北海道開発局	試験年度の4月1日において、次の各号のいずれかに該当する日(二以上あるときは、当該日のうち最も古い日) から起算して11年を経過した者で、短期大学等、大学等、大学院の課程等又は第一号、第四号、第五号、第七号、第九号若しくは第十号に規定する学校若しくは課程に在学して電気、機械、土木、建築又は農業農村工学に関する課程を修めて卒業又は修了したもの
		二 学校教育法に基づく高等専門学校第3学年の課程を修了した日				一 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した日
		三 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学した日				二 学校教育法に基づく高等専門学校第3学年の課程を修了した日
		四 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日				三 学校教育法第90条第2項の規定に基づき大学に入学した日
		五 学校教育法に基づく専修学校の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日(同号の				四 学校教育法施行規則第150条第2号の規定に基づき文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した日
						五 学校教育法に基づく専修学校

		規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。) 六 高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七 外国において学校教育における12年の課程を修了した日 八 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 九 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十 昭和56年文部省告示第153号第1号に規定する検定に合格した日又は同告示第2号から第5号までに規定する課程を修了した日		の高等課程のうち、学校教育法施行規則第150条第3号の規定に基づき文部科学大臣が指定した課程を修了した日（同号の規定に基づき文部科学大臣が定める日以後に修了した場合に限る。) 六 高等学校卒業程度認定試験規則に規定する高等学校卒業程度認定試験の合格者となった日 七 外国において学校教育における12年の課程を修了した日 八 昭和23年文部省告示第47号第20号から第23号までに規定する資格を取得した日 九 昭和23年文部省告示第47号第24号に規定する教育施設又はこれに準ずるものに置かれる12年の課程を修了した日 十 昭和56年文部省告示第153号第1号に規定する検定に合格した日又は同告示第2号から第5号までに規定する課程を修了した日
	観光庁経験者採用試験（係長級			試験年度の4月1日において、大学等を卒業した日又は大学院の課程

			(事務)		等を修了した日のうち最も古い日から起算して7年を経過した者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 この決定による改正は、令和7年4月1日から効力を発生する。